(t)　実施区分の欄に「JPB11＊＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十年目の四月一日から無税とする。

(u)　実施区分の欄に「JPB13＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の十二分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十一回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十二年目の四月一日から無税とする。

(v)　実施区分の欄に「JPB13＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　五年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii)　六年目の四月一日に端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率から基準税率の二十五パーセントを削減する。

(iv)　十一年目の三月三十一日までは、(iii)の規定による税率とする。

(v)　十二年目の四月一日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w)　実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の十二・五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(x)　実施区分の欄に「JPB16＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(y)　実施区分の欄に「JPB16＊＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の十五分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、十五年目の四月一日から無税とする。

(z)　実施区分の欄に「JPB21＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(aa)　実施区分の欄に「JPB21＊＊」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の五パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの十九回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、二十年目の四月一日から無税とする。

(bb)　実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　一年目については、従価二十六・六パーセント
(ii)　二年目については、従価二十五・八パーセント
(iii)　三年目については、従価二十五パーセント
(iv)　四年目については、従価二十四・一パーセント
(v)　五年目については、従価二十三・三パーセント
(vi)　六年目については、従価二十二・五パーセント
(vii)　七年目については、従価二十一・六パーセント
(viii)　八年目については、従価二十・八パーセント
(ix)　九年目については、従価二十パーセント
(x)　十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
(xi)　十五年目以降、従価九パーセントとする。

(cc)　実施区分の欄に「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)　一年目については、従価三十六・八パーセント
(ii)　二年目については、従価三十四・七パーセント
(iii)　三年目については、従価三十二・六パーセント
(iv)　四年目については、従価三十・五パーセント
(v)　五年目については、従価二十八・四パーセント
(vi)　六年目については、従価二十六・三パーセント
(vii)　七年目については、従価二十四・二パーセント
(viii)　八年目については、従価二十二・一パーセント
(ix)　九年目については、従価二十パーセント
(x)　十年目の四月一日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの六回の引下げにより、従価九パーセントまで削減する。
(xi)　十五年目以降、従価九パーセントとする。

(dd)　実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i)　一キログラムについての課税価格と一キログラムにつき三百九十三円に対し百パーセントに次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た一キログラムについての額との差額

(ii)　次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	一キログラムについての額（円）	率（パーセント）
一	九三・七五	一・九
二	九三・七五	一・七